

# 老人福祉計画・介護保険事業計画を策定

～みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり～

市では高齢者に対する介護予防、生活支援、生きがい対策、健康保持などの保健・福祉サービスを総合的、計画的に進めるとともに、介護保険サービスの提供体制の確保などの介護保険

事業の円滑な運営を図るため「豊岡市老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定しました。その概要をお知らせします。

《問合せ》 高年介護課 ☎24-2401

## ▼計画期間

平成27～29年度(3年間)

## ▼基本理念

みんなで支え合い 笑顔あふれる まちづくり

## ▼重点施策

～地域包括ケアシステムの推進～

### 1 元気なうちは生きがい活動

元気なうちは就労・ボランティア活動や趣味などの生きがい活動を行うとともに、介護予防も行い、健康寿命(人が健康で自立した生活を送ることができる年数)を延ばします。

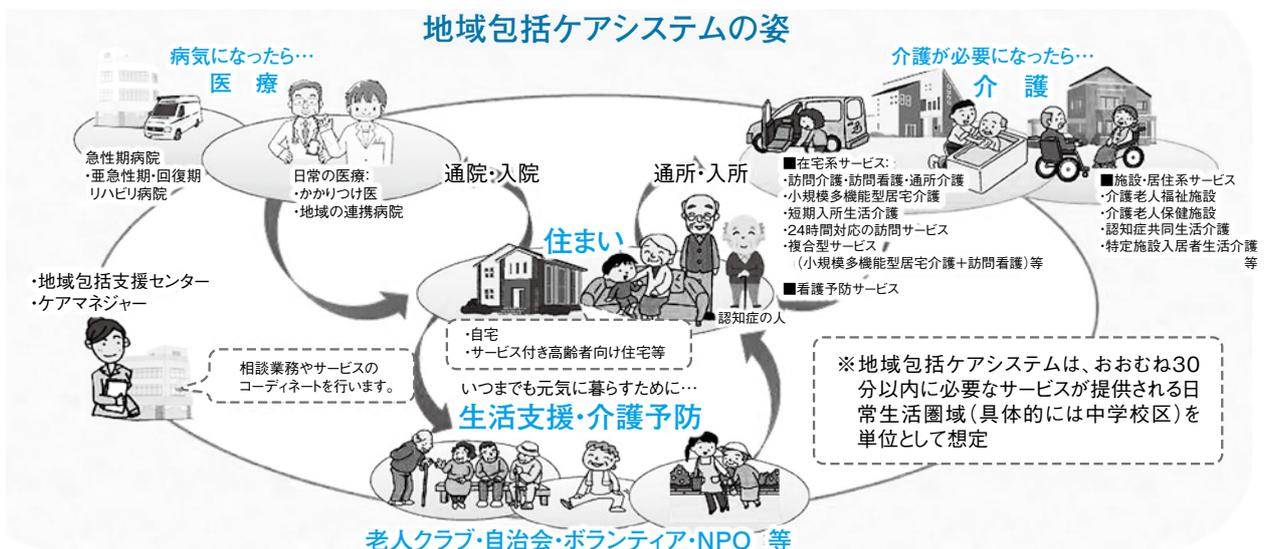


### 2 住み慣れた地域や自宅での生活

在宅医療、在宅介護を充実させ、また、地域で支え合うことで、少しでも長く住み慣れた地域や自宅で生活することができるよう①在宅医療・介護連携の推進②認知症施策の推進③地域ケア会議(※注)の推進④生活支援の充実・強化を核とし、各種事業・サービスを相互に関連付け一体的に実施します。

これらを基本とし、市と市民・関係機関・事業者などが目標を共有しながら、平成37年度をめどに各圏域に適合した「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

※注…地域ケア会議 日常生活圏域(市内6圏域)ごとに置き、医療関係者、介護保険サービス事業所、地域の関係機関などの多職種で構成。個別事例検討を通して、ケアマネジメント支援や、地域課題の把握等を行っています。今後、さらに市全体の課題整理等を行う豊岡市地域ケア会議(仮)を設置します。



## ● 計画の趣旨

平成12年4月に施行された介護保険制度は約15年が経過し、高齢者を社会全体で支援する仕組みとして定着してきました。

平成12年には、約900万人だった後期高齢者(75歳以上)数は、現在1,400万人になっています。

また、国の試算では、団塊の世代が後期高齢者になる平成37年には、2,000万人を超えると見

込まれています。今後のさらなる高齢化により、身体機能の低下や認知症などで、何らかの支援を必要とする高齢者がますます増加することが見込まれます。このことを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に見直しました。

# 介護保険料(65歳以上の方)の改定

月額基準額は5634円

介護保険料は、介護保険サービスや介護予防事業の費用に充てられる大切な財源です。

## 《第6期(平成27～29年度)の介護保険料》

	年 額	月 額
金 額 (前期比)	67,603円 (9,643円増)	5,634円 (804円増)

### 増額の主な要因

▼要介護認定者数の増加  
第5期の3年間の平均認定者数が4461人であるのに対し、第6期の3年間の平均認定者数は4645人で、184人増と見込んでいます。

### ▼保険料負担率の上昇

財源構成に占める65歳以上の方の保険料負担率が第5期の21%から第6期は22%に増加します。

### ▼サービス基盤の追加整備

第6期中の介護施設などの整備を、次のように計画しています。

- ▽小規模特別養護老人ホーム(29床を1施設)
- ▽小規模多機能型居宅(29人を2施設・計58人)
- ▽特定施設入居者生活介護(49人)

### 軽減のための対応

介護保険給付費準備基金5千万円を取り崩し、介護保険料の軽減に充てます。  
また、保険料段階が1から3の方には、低所得者軽減の強化として、下表の軽減措置を新設します。  
※介護保険料は、7月に納入通知書などでお知らせします。  
※計画の詳細は市ホームページで公開しています。

## 《段階別介護保険料》

(単位：円)

段階	所得等区分	割合	年額保険料(月額)
1	・生活保護受給者 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・住民税非課税世帯合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	33,802(2,817)
2	住民税 本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.7	47,323(3,944)
3	非課税世帯 本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.75	50,703(4,226)
4	住民税 合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	60,843(5,071)
5	課税世帯 合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	<b>基準額</b>	67,603(5,634)
6	住民税本人非課税 合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	81,124(6,761)
7	合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	基準額×1.25	84,504(7,042)
8	合計所得金額が190万円以上、400万円未満の方	基準額×1.5	101,405(8,451)
9	合計所得金額が400万円以上、600万円未満の方	基準額×1.7	114,926(9,578)
10	合計所得金額が600万円以上の方	基準額×1.75	118,306(9,859)

## 《低所得者の軽減措置》

実施時期/説明	段階	介護保険料基準額に対する割合	保険料(年額)
平成27年4月～ 市民税非課税世帯のうち、特に所得の低い方を対象とした軽減強化を実施	第1段階	現行 0.50 → 0.45	現行 33,802円 → 30,422円
平成29年4月～ 市民税非課税世帯全体を対象とした軽減強化を実施(予定)	第1段階	0.45 → 0.30	30,422円 → 20,281円
	第2段階	現行 0.70 → 0.45	現行 47,323円 → 30,422円
	第3段階	現行 0.75 → 0.70	現行 50,703円 → 47,323円